

鎌ヶ谷市自治会連合協議会委員会規則

(趣旨)

第1条 鎌ヶ谷市自治会連合協議会規約第26条に基づき、委員会の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 本会に常設委員会と特別委員会を置く。

(常設委員会の名称及び業務)

第3条 常設委員会の名称及び業務は、次のとおりとする。

総務委員会

- (1) 規約及び規則に関すること
- (2) 表彰及び慶弔に関すること
- (3) 総会及び自治会長会に関すること
- (4) 会議及び文書事務に関すること
- (5) 渉外に関すること
- (6) 下総基地に関すること
- (7) ふれあいラリーの企画及び事業計画に関すること
- (8) 他の委員会に属さないこと

環境委員会

- (1) 保健衛生及び環境保全に関すること
- (2) ごみ処理に関すること
- (3) その他環境美化に関すること

広報委員会

- (1) 自連協ニュースの発行に関すること
- (2) ホームページに関すること
- (3) その他自連協のPRに関すること

福祉委員会

- (1) 地域福祉に関すること

安全委員会

- (1) 地域の防災防犯に関すること

(特別委員会)

第4条 特別委員会は、必要の都度会長が設置するものとし、目的の達成をもって解散する。

(委員の構成及び選出)

第5条 常設委員会は、会長が指名した理事及び地区自治会が常設委員推薦書（別記第1様式）で推薦した者が、各委員会の委員となり、各委員会とも35名以内をもって構成する。

ただし、総務委員会は、役員（監事を除く）と常設委員会各委員長、並びにその他会長が特に指名した理事で構成する。なお、指名する場合は理事会に報告する。

(議決)

第6条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のため委員会が開催できない場合は、招集することなく、提案事項について書面をもって表決し、議決することができる。ただし、成立条件等は前項を適用する。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に次のとおり、委員長及び副委員長を置く。

委員長 1名

副委員長 3名以内

(委員長及び副委員長の選出)

第8条 委員長及び副委員長の選出は、次の定めによる。

(1) 委員長は、理事の中から委員会が選出する。ただし、会長は兼務できない。

(2) 副委員長は、理事の中から委員会が1名選出し、2名以内は委員の互選による。

(委員長及び副委員長の職務)

第9条 委員長及び副委員長の職務は、次の定めるところによる。

(1) 委員長は、委員会を代表し、委員会を掌握する。

(2) 委員長は、委員会を招集する。

(3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とし、常設委員変更届（別記第2様式）を提出する。

(報告)

第11条 委員長は、委員会の議決事項及び重要事項の経過についてその都度、会長に報告しなければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の議を経て定める。

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年4月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年4月21日から施行し、改正後の鎌ヶ谷市自治会連合協議会委員会規則は、平成2年2月24日から適用する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年12月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年5月27日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。